

令和7年5月23日  
国土交通省航空局  
安全部安全政策課

## 「空港管理者によるアルコール検査実施要領」の一部改正について

### 1. 背景

今般、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第 68 号）が施行され、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これに代えて「拘禁刑」が創設される。

これに伴い、「空港管理者によるアルコール検査実施要領（令和2年3月12日付け国空航第3280号。以下「要領」という。）」について所要の改正を行う。

### 2. 改正内容

要領別紙5中の「懲役」を「拘禁刑」に改正する。

### 3. 改正スケジュール

適用：令和7年6月1日（法律の施行日）

以上